

注目
1

令和2年度の市税等のお知らせ

市税等には、住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などがあります。ここでは、令和2年度の主な市税等についてお知らせします。

なお、市税等に関する新型コロナウイルス感染症関連情報は市ホームページをご覧ください(右記QRコード)。



新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な人へ

◆納税猶予

納税者や生計を同じくするご家族が罹患されたほか、財産の損失や売上げの急減など、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合、納税課までご相談ください。

◆非対面で行う納付方法のご案内(詳しくは市ホームページをご覧ください)

- ・インターネット環境で納付する場合、ペイジー納付、クレジット納付(右QRコードから納付できます。要手数料)、地方税共通納税システムでの納付(事業者向け)ができます
- ・スマートフォンアプリで納付する場合、モバイルレジ納付ができます
- ・郵送による口座振替の申込み(軽自動車税を除く納税通知書同封の北本市収納金口座振替依頼書)ができます



令和2年度から適用される主な改正点

●国民健康保険税制度の一部改正

- ・国民健康保険財政の安定的な運営を図るため税率を改正しました。
- ・低所得世帯の「5割軽減」と「2割軽減」の基準額を見直し、軽減対象世帯が拡充されました。

●後期高齢者医療制度の一部改正

- ・所得割率が7.86%から7.96%に、限度額が62万円から64万円に変更されました。
- ・均等割軽減のうち「5割軽減」と「2割軽減」の基準額を見直し、軽減対象世帯が拡充されました。
- ・均等割について、これまで「8割軽減」となっていた人は、「7割軽減」に、また「8.5割軽減」となっていた人は「7.75割軽減」にそれぞれ変更されました。

市税等のあらし

●個人住民税(市県民税)

その年の1月1日にお住まいの市町村で、市民税と県民税をあわせて1年分が課税されます。住民税は、税金を負担する能力のある人に、均等の額によって負担していただく「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担していただく「所得割」があります(税額等は右表のとおり)。



	均等割額	所得割額
市民税	3,500円	6%
県民税	1,500円	4%
合計	5,000円	10%

●法人市民税

資本金等の額と従業員数の規模に応じた均等割額(年5万円~300万円の9区分)と、課税標準となる法人税額に税率を乗じた法人税割額をあわせた税額を申告し、納付していただくものです。

法人税割額の税率は12.1% [8.4%] です。ただし、資本金等の額が1億円以下で課税標準となる法人税額が500万円以下の法人は9.7% [6.0%] となっています。※〔 〕内の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度が適用



●固定資産税・都市計画税

その年の1月1日に土地・家屋等の資産を所有している人に対して税目別に計算し、あわせて課税されます(税率は右表のとおり)。



税目	課税の対象となる資産	税率
固定資産税	土地・家屋・償却資産	1.4%
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	0.2%

●軽自動車税

その年の4月1日に軽自動車等を所有(使用)している人に課税されます。転出または譲渡、廃棄、盗難等で所有しなくなっても、届け出をしないと課税されます。



※昨年度分より口座振替による軽自動車税納税通知書ははがきに変更となりました。

※課税資産の内訳は、納税通知書とあわせて送付される課税明細書でご確認ください。

●国民健康保険税

医療給付費に使われる「医療分」と、後期高齢者を支援する「支援分」、そして国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する「介護分」の合計額が課税されます(税額等は右表のとおり)。



区分	説明	医療分	支援分	介護分
所得割	加入者の平成31年1月から令和元年12月までの所得に応じてかかる税率	7.5%	3.1%	1.9%
資産割	加入者の資産(土地・家屋のみ)に応じてかかる税率	15.0%	-	-
均等割	加入者1人当たりの税額	11,500円	6,200円	12,700円
世帯割 平等割	(1)(2)(3)以外	1世帯ごとに かかる税額	5,000円	-
	(2) 特定世帯		2,500円	-
	(3) 特定継続世帯		3,750円	-
限度額	1年間の最高限度額	61万円	19万円	16万円

●介護保険料(第1号被保険者…65歳以上の人)

介護保険料は、基準額の5万4,000円に、所得等の状況により11段階の係数を乗じて得た額となります。所得等の状況により保険料の負担額が変わります。



●後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、均等割額(4万1,700円)と所得割額(所得割率7.96%)の合計額で、限度額は64万円です。同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の状況により負担額が変わります。



□座振替をご利用ください

納めに行く手間と時間が省けて、納め忘れもないので安心です。一度登録すれば毎年継続します。

●取扱金融機関

みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・東和銀行・大光銀行・埼玉縣信用金庫・さいたま農業協同組合・ゆうちょ銀行・足利銀行・川口信用金庫

●受付窓口

取扱金融機関窓口・納税課8番窓口(取扱金融機関への提出を代行します)*

●手続きに必要なもの

通帳・金融機関届出印またはキャッシュカード・納税通知書等。
口座振替依頼書は、市内金融機関窓口・納税課8番窓口にあります。

●郵送での申込み方法

口座振替依頼書に必要な事項を記入・金融機関届出印を押印し、納税課へ郵送してください。口座振替依頼書は納税通知書等に同封してあり、切手不要で郵送できます。

*ゆうちょ銀行は専用用紙となりますので、郵送でのお申し込みはできません。市役所または最寄りのゆうちょ銀行窓口で手続きをお願いします。
*三井住友信託銀行では納付書による納税はできません。

市税等は納期限内に納めましょう

令和2年度の市税等の納期限(振替日)は下表のとおりです。市税等は、納期限を過ぎて納付する場合、延滞金が加算されます。必ず納期限内に納付しましょう。*いずれの税・料も普通徴収を対象としたものです。

納期月 税目等	令和2年										令和3年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
固定資産税・都市計画税		1期 前納 (1~4期) 6月1日		2期 7月31日					3期 12月25日		4期 3月1日		
軽自動車税		全期 6月1日											
市県民税 (普通徴収)		1期 前納 (1~4期) 6月30日		2期 8月31日		3期 11月2日		4期 2月1日					
国民健康保険税 (普通徴収)				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 9月30日	4期 11月2日	5期 11月30日		6期 2月1日	7期 3月1日	8期 3月31日	
後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 9月30日	4期 11月2日	5期 11月30日		6期 2月1日	7期 3月1日	8期 3月31日	
介護保険料 (普通徴収)				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 9月30日	4期 11月2日	5期 11月30日		6期 2月1日	7期 3月1日	8期 3月31日	

市県民税と固定資産税・都市計画税は、前納ができます。前納とはその年度の第1期の振替日に1~4期分を全額振替することです。なお、残高不足等で振替できなかった場合は、1期は納付書納付、2期以降は期別にて振替になります。

問合せ

■税務課

市民税担当(☎594-5518)
固定資産税担当(☎594-5519)

■保険年金課

【国民健康保険税】
国民健康保険担当(☎594-5541)
【後期高齢者医療保険料】
後期高齢者医療担当(☎594-5542)

■高齢介護課

【介護保険料】
介護担当
(☎594-5540)

■納税課

納税担当(☎594-5520)

注目
2

新型コロナウイルス感染症の集団発生を防ぐために

新型コロナウイルス感染症については、大都市圏をはじめ県内患者数の急増、集団での発生が把握される状態になっています。

感染の流行を早期に終息させるためには、手洗いや咳エチケットに加えて、「3つの密(密閉・密集・密接)」を避けることが集団発生防止に極めて重要です。

市民の皆さんのお一人おひとりの行動が拡大防止の鍵となります。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

◆「3つの密」を避けましょう！

可能な限り2方向の窓を開けましょう(目安は1時間に1回、5～10分程度です)。

換気の悪い
密閉空間

3つの条件がそろう場所
がクラスター(集団)発生
のリスクが高い！

特に大きな声を出す
こと、歌うことは避
けましょう。

人混みを避ける、
会場の広さを確保
し、お互いの距離
を1～2メートル
あけましょう

多数が集まる
密集場所

間近で会話や
発声をする
密接場面

ご
協力をお願
い
します
トマ



問健康づくり課保健予防担当(☎594-5545)

注目
3

小学校の閉校について

令和2年第1回北本市議会定例会で、「北本市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例」が賛成多数により可決されました。この条例改正の内容などについて、お知らせします。

①条例の改正内容

栄小学校を、令和3年3月31日付けで閉校するものです。

②条例の改正趣旨

児童数の減少により、栄小学校では複式学級(2学年で1クラス)の編制が続くことが見込まれることから、統廃合により教育環境の改善を行い、適正な学級数と学級の人数を確保するため、行うものです。

③今後の予定

令和3年4月の統合に向け、栄小学校の児童に丁寧な説明を行いながら、児童が環境の変化にスムーズに対応できるように、準備を進めていきます。

問教育総務課総務・政策担当(☎594-5561)

ハッピースマイル! 📷

2人の思い出にウエディング版広報紙をプレゼント!

ウエディング版広報紙は、北本市に婚姻届を提出された人を対象に、ウエディングボードを使って写真撮影し、約30分でオリジナル表紙にして差し上げるサービスです。

2019年も、多くのカップルの皆さんが利用されました。お2人の思い出として、ご結婚の際はぜひご利用ください!

※2019年にお申し込みいただいたうち、許可をいただいたものを掲載しています。



☎市民課窓口担当 (☎594-5528)、市長公室シティプロモーション・広報担当 (☎594-5505)

今月の『きたもと「四季の恵み」マルシェ』(農業ふれあいセンター)

【情報発信館内カフェオープン!】

時 5月9日(土)10:00~

市内の農業・観光情報に触れながら飲料やデザートをお楽しみいただけます!

オープンから1か月程度はドリンクのみの営業となります。

※情報発信館での案内業務は、5月7日(木)より開始予定。

☎産業観光課農政担当(☎594-5532)、情報発信館内カフェについては北本市観光協会(☎591-1473)

桜国屋(☎544-5321)10:00~17:00(水曜定休)
 さんた亭(☎580-6883)11:00~15:00(水曜定休)
 情報発信館 9:00~18:00
 カフェ営業は(平日)10:00~14:00(予定)(水曜定休)
 (土日祝)10:00~17:00(予定)

※新型コロナウイルスの感染を防ぐため、5月2日(土)のリニューアルオープンイベントおよび5月2日(土)・3日(日・祝)のネモフィラまつりは中止します。



北本市観光協会からのお知らせ

北本市観光協会

検索



●北本の観光のこと考えちゃわナイト

今後の観光事業について市民の皆さんと考えるワークショップです。今回はてづくりラボの活動について議論したいと思います。お気軽にご参加ください。

時 5月8日(金)19:30~

場 北本市観光協会事務所

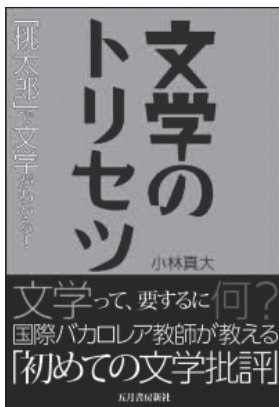


〒364-0035 西高尾1-249
 TEL 591-1473 FAX 577-3475
 メール info@machikan.com
 H P http://www.machikan.com/

中央図書館だより

今月の特集

おすすめの一冊



「こんなものまで!? 取り扱い説明書」
 電化製品のトリセツはなんだか面倒くさいけれど、図書館には意外なトリセツも揃っています。ちょっと困ったときに読んでみたい普段使いのトリセツを集めました。

「文学のトリセツ」
 「桃太郎」で文学がわかる!
 小林 真大著
 (五月書房新社)

「なぜ桃太郎は男なのか?」「鬼とは何者なのか?」「文学とはどんな学問で、どんな価値があるのか?」などのテーマで、文学の奥深さと面白さを紹介する入門書。

北本市立図書館

検索



あたらしく入った本

- 東京23区境界の謎 浅井 建爾 (自由国民社)
- 暴落金融危機は世界をどう変えたのか 上 アダム・トウズ (みすず書房)
- 天才科学者はこう考える ジョン・ブロックマン (ダイヤモンド社)
- おかずチャートで迷わない!! 即決! 晩ごはん 上田 淳子 (学研プラス)
- 文身 岩井 圭也 (祥伝社)
- 彼女が魔女に着替える時 冬村 蜜柑 (KADOKAWA)
- 長崎 吉田 修一 (文藝春秋)
- 誤作動する脳 ひぐち なおみ 樋口 直美 (医学書院)

☎ 592-0795 開館時間 9:00 ~ 21:00